



# 山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(20)

## 目 次

### 訓 令

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 1

## 訓 令

山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「消防防災課及び消防学校」を「総合防災課及び消防学校」に改め、同表産業技術短期大学校及び職業能力開発専門校の項

中 「講師及び指導員」を「職業訓練業務に従事する職員」に改め、同表中

農業試験場、砂丘地農業試験場及び園芸試験場	技術職員	作業帽	1	2	
		作業白衣又は作業衣	2	2	
		作業ズボン	1	1	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	1	
		農林業務員	作業帽	1	2
	作業服	2	2		
	防寒衣	1	3		
	雨外とう	1	2		
	作業ぐつ	1	1		
	ゴム長ぐつ	1	1		
	安全ぐつ	1	3		

を

養豚試験場	技術職員	作業帽 作業白衣又は作業衣 作業ズボン 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ	2 3 2 2 2 2	2 2 2 3 3 1	
	農林業務員	作業帽 作業服 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ 安全ぐつ	2 4 2 2 2 1	2 2 3 3 1 3	
農業研究研修センター	技術職員	作業帽 作業白衣又は作業衣 作業ズボン	1 2 1	2 2 1	中山間地農業研究部の技術職員に限る。 畜産研究部の技術職員に限る。
		作業ズボン 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ	1 1 1 1	2 3 3 1	
	中山間地農業研究部の農林業務員	作業帽 作業服 防寒衣 雨外とう 作業ぐつ ゴム長ぐつ 安全ぐつ	1 2 1 1 1 1 1	2 2 3 2 1 1 3	
	畜産研究部の農林業務員	作業帽 作業服 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ 安全ぐつ	1 3 1 1 1 1	2 2 3 3 1 3	

農業総合研究センター	技術職員(畜産試験場の技術職員を除く。)	作業帽 作業白衣又は作業衣 作業ズボン 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ	1 2 1 1 1 1	2 2 1 3 3 1	
	農林業務員(畜産試験場の農林業務員を除く。)	作業帽 作業服 防寒衣	1 2 1	2 2 3	

		雨外とう 作業ぐつ ゴム長ぐつ 安全ぐつ	1 1 1 1	2 1 1 3	
	畜産試験場(養豚支 場を除く。)の技術 職員	作業帽 作業白衣又は作業衣 作業ズボン 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ	1 2 1 1 1 1	2 2 2 3 3 1	
	畜産試験場(養豚支 場を除く。)の農林 業務員	作業帽 作業服 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ 安全ぐつ	1 3 1 1 1 1	2 2 3 3 1 3	
	畜産試験場養豚支場 の技術職員	作業帽 作業白衣又は作業衣 作業ズボン 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ	2 3 2 2 2 2	2 2 2 3 3 1	
	畜産試験場養豚支場 の農林業務員	作業帽 作業服 防寒衣 雨外とう ゴム長ぐつ 安全ぐつ	2 4 2 2 2 1	2 2 3 3 1 3	

に

改め、同表総合支庁の項中

改良普及員
産地研究課の技術職員
産地研究課の農林業務員

を

普及指導員
農業技術普及課産地研究室の技術職員
農業技術普及課産地研究室の農林業務員

に、

水産業改良普及員
水産課総務係、振興普及係及び漁業調整係の事務職員

を

水産業普及指導員
水産課総務係、振興普及担当及び漁業調整担当の事務職員

に改め、同表中

各課及び各出先機関共通
-------------

を

各課(室)  
及び各出先  
機関共通

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。